

## 終身建物賃貸借認可基準(加齢対応構造等) 適合チェックリスト(既存建築物)

【高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第34条第2項第1号及び2号に規定する基準】

□のある欄は、該当するものを  
■に置き換えてください

□を■に置き換えてください  
自由欄はなるべく具体的に記述してください

添付資料の  
対応箇所等

住宅の規模、構造及び設備に関する基準	対応の状況	計画数値・対処の状況補足説明等	資料番号・該当ページ	
<b>A【高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第34条第2項第1号に規定する基準】</b>				
便所、浴室及び住戸内の階段には、手すりを設けること。				
便所	□ 適合      □ 非適合	Bの1(3)記載参照		
浴室	□ 適合      □ 非適合			
住戸内の階段	□ 適合      □ 非適合			
<b>B【高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第34条第2項第1号に規定する基準】</b>				
<b>1 住宅の専用部分に係る基準</b>				
手すり ※専用住戸 内部	手すりが、次の表の(い)項に掲げる空間ごとに、(ろ)項に掲げる基準に適合していること。ただし、便所、浴室、玄関及び脱衣室にあつては、日常生活空間(高齢者の利用を想定する一の主たる玄関、便所、浴室、脱衣室、洗面所、寝室(以下「特定寝室」という。)、食事室及び特定寝室の存する階(接地階(地上階のうち最も低い位置に存する階をいう。))を除く。)にあるバルコニー、特定寝室の存する階にあるすべての居室並びにこれらを結ぶ一の主たる経路をいう。)内に存するものに限る。	<input type="checkbox"/> 全空間で適合または該当しない  <input type="checkbox"/> 部分的に非適合あり  <input type="checkbox"/> 適合がない		
	(い)	(ろ)		
	空間	手すりの設置の基準		
	階段	少なくとも片側(勾配が45度を超える場合にあっては両側)に設けられていること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合には、この限りでない。	<input type="checkbox"/> 住戸内に階段はなく該当しない <input type="checkbox"/> 階段があるがホームエレベーターも設置 <input type="checkbox"/> 階段があり左欄をみたして適合 → <input type="checkbox"/> 階段があるが左欄をみかさず非適合 →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入  勾配    1 / 手すりの設置      □ 片側      □ 両側 手すりの踏面からの高さ                  mm
	便所	立ち座りのためのものが設けられていること。	<input type="checkbox"/> 設置済みで適合 <input type="checkbox"/> 左欄をみかさず非適合	
	浴室	浴槽出入りのためのもの又は浴室内での姿勢保持のためのものが設けられていること。	<input type="checkbox"/> 住戸内に浴室はなく該当しない <input type="checkbox"/> 設置済みで適合 <input type="checkbox"/> 左欄をみかさず非適合	
	玄関	上がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのものが設置できるようになっていること。	<input type="checkbox"/> 昇降を要する段差がなく、靴の履き替えも必要としないため該当しない <input type="checkbox"/> 設置済みで適合 <input type="checkbox"/> 下地処理があり適合 <input type="checkbox"/> 左欄をみかさず非適合	
	脱衣所	衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。	<input type="checkbox"/> 住戸内に脱衣室はなく該当しない <input type="checkbox"/> 設置済みで適合 <input type="checkbox"/> 下地処理があり適合 <input type="checkbox"/> 左欄をみかさず非適合	
<b>2 住宅の共用部分に係る基準</b>				
手すり ※共同居住 型賃貸住宅 の場合	手すりが、次の表の空間の項に掲げる場所ごとに、それぞれ手すりの設置の基準の項に掲げる基準に適合していること。	<input type="checkbox"/> 全空間で適合または該当しない  <input type="checkbox"/> 部分的に非適合あり  <input type="checkbox"/> 適合がない		
	(い)	(ろ)		
	空間	手すりの設置の基準		
	共用便所	立ち座りのためのものが設けられていること。	<input type="checkbox"/> 共用便所はなく該当しない <input type="checkbox"/> 設置済みで適合 <input type="checkbox"/> 左欄をみかさず非適合	
共用浴室	浴槽出入りのためのものが設けられていること。	<input type="checkbox"/> 共用浴室はなく該当しない <input type="checkbox"/> 設置済みで適合 <input type="checkbox"/> 左欄をみかさず非適合		

本書類の作成者	氏名		④
	電話番号		